平成２１年（フ）第５３９号
香川県高松市木太町1153番地１
債務者　池田　　亘
１　決定年月日時　平成21年12月21日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第９２号
香川県三豊市詫間町松崎1676番地
債務者　真鍋　大輔
１　決定年月日時　平成21年12月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２１年（フ）第９５号
香川県三豊市高瀬町新名1103番地５
債務者　小野　明男
１　決定年月日時　平成21年12月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２１年（フ）第２１６８号
福岡市西区大字飯氏271番地
債務者　徳安　明年
１　決定年月日時　平成21年12月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１７１号
鹿児島県出水市武本13907番地３
債務者　堂脇　康秀
１　決定年月日時　平成21年12月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２１年（フ）第１７２号
鹿児島県出水市武本13907番地３
債務者　堂脇　秀美
１　決定年月日時　平成21年12月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２１年（フ）第１８５号
鹿児島県阿久根市大丸町14番地５
債務者　木下　尚行
１　決定年月日時　平成21年12月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２１年（フ）第１７２９号
仙台市青葉区二日町９番２―902号
債務者　矢萩　慶司
１　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１７９０号
仙台市青葉区台原６丁目12番19―505号
債務者　庄子　典子
１　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１８１５号
宮城県宮城郡七ヶ浜町汐見台１丁目２番30号、住民票上の住所宮城県宮城郡七ヶ浜町松ヶ浜字折越52番地の１
債務者　瀧口　敏三
１　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１８１６号
宮城県宮城郡七ヶ浜町汐見台１丁目２番30号、住民票上の住所宮城県宮城郡七ヶ浜町松ヶ浜字折越52番地の１
債務者　瀧口　直美
１　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１８３４号
仙台市青葉区大町２丁目13番18―607号
債務者　頼　　夏美
１　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１８４４号
仙台市泉区向陽台３丁目８番８号
債務者　都築　矩子
１　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１８４８号
仙台市宮城野区鶴ケ谷６丁目４番地　市営住宅４Ａ４棟３、住民票上の住所仙台市宮城野区鶴ケ谷東２丁目６番10号
債務者　岸　美奈子（旧姓菅田）
１　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１８５０号
宮城県亘理郡亘理町字愛宕前149番地25
債務者　高野　王子
１　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第７５７号
茨城県笠間市平町1874番地11
債務者　吉沢　　香
１　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第７５９号
茨城県ひたちなか市牛久保２丁目１番29号ポートインモリタ101
債務者　松浦　光男
１　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
水戸地方裁判所